

◎東日本大震災の被災者に対する援助の

ための日本司法支援センターの業務の

特例に関する法律

(平成二四年三月二九日法律第六号(衆

一、提案理由(平成二四年三月二六日・衆議院本会議)

○小林興起君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明いたします。

本案は、東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、日本司法支援センターが、総合法律支援法に規定する業務のほか、東日本大震災法律援助事業を行うものとするものであります。

具体的には、被災者の資力を問わず、民事裁判等手続のほか、裁判外紛争解決手続、行政不服申し立て手続であって、被災者を当事者とする東日本大震災に起因する紛争に係るものの準備及び追行を援助の対象とし、このために必要な費用の立てか

え、法律相談等を行うことができることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失うものとしております。

本案は、本日の法務委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院法務委員長報告(平成二四年三月二三日)

○西田実仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院法務委員長提出によるものであります。東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、日本司法支援センターが、総合法律支援法に規定する業務のほか、東日本大震災の被災者について、その資力の状況にかかわらず、訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助の業務を行うための特例を定めようとするものであります。委員会におきましては、衆議院法務委員長代理大口善徳君よ

り趣旨説明を聴取した後、法テラスの会計処理方法、対象を東日本大震災の被災者に限定した理由、長期借入金の規定を盛り込んだ理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十四年三月二二日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 日本司法支援センターは、その資本金を政府及び地方公共団体が出資する組織(綜合法律支援法第十七条第一項及び第三項)であること及び綜合法律支援法第四十八条により準用する独立行政法人通則法第三十七条の規定(企業会計原則)の趣旨に鑑み、適正な会計処理に努めること。
- 二 東日本大震災法律援助事業においては被災者の資力の状況にかかわらず援助することになったことに鑑み、その運用状況及び日本司法支援センターの財務状況への影響を検証するため、次に掲げる事項を当分の間一年ごとに当委員会に対し

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律

報告すること。

1 東日本大震災法律援助事業における訴訟代理援助、書類作成援助及び法律相談援助別の実施件数並びに立替金額

2 東日本大震災法律援助事業における立替金に対する未償還金額の割合(貸倒率)

三 本法第四条に基づく長期借入金については、綜合法律支援法第四十七条第五項において日本司法支援センターは長期借入金をすることが禁止されていることの特例措置であること
を踏まえ、慎重な運用をすること。
右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。